福

福島県告示第六百九号

報



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

示

○道路の区域を変更する件 ○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため 届出があった件

5. 5. 5. = = =

路

Ŧî.

線会県

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

示

告

を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により

平成二十九年九月十九日

伊 矢藤 吹

利正正子 行一

福島県知事

内 堀

雅 雄

届出事

1 発起人の住所及び氏名 いわき市平沼ノ内字新街六○番地の五

市平沼ノ内字新街 一四七番地の二

同同 市平沼ノ内諏訪原一丁目二二番地の八

2 加入区の名称

3 漁船損害等補償法第百十三条第一 いわき市漁業協同組合 沼之内加入区 項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

> 1 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

縦覧の場所 平成二十九年九月十九日から同年十月三日まで

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一

2

いわき市漁業協同組合 水 産

課

福島県告示第六百十号

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年九月十九日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 福島県土木部道路総室道路計画 項の規定に基づき、 県道につ

平成二十九年九月十九日

| | l |
|-------|-------|
| | |
| İ | |
| 変更前 | |
| 更 | |
| 前 | |
| 敷地の幅員 | 福島県知事 |
| 延 | 内 |
| | 堀 |
| 長 | 雅 |
| | 雄 |
| | |
| | |

| 道 同 川 喜 道 下 原 多 下 | 司熊喜倉多 | ☆ 注若松 に に が 道下 | | 線 名 —— |
|---|------------------------------------|---------------------------------------|----------|--------------|
| 道下三○番地先まで一貫下三○番地先まで一貫下三○番地先まで一世先から一貫で一貫である。 | 司 市熊倉町新合字熊倉七八六番地先から 曹多方市熊倉町熊倉字 | 道下三○番地先まで同 市熊倉町新合字熊倉七八六番地先から熊倉町熊倉町熊倉字 | | 区間 |
| | 変更後 | 変更前 | į | 変更し |
| В | A | A | <u>۲</u> | 敷 |
| 五一 | 五四 二·六 八 〈 | 五 四 二 六 八 〈 | (メートル) | 敷地の幅員 |
| 一、三五八・九 | Och | 一、六七〇・三 | (メートル) | 延 |
| 八 · 九 | O • == |) · <u>=</u> | ル | 長 |

(道路計画課)

福島県告示第六百十一号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月十日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例 平成二十九年九月十九日 (昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により

| 平成2 | 9年 9 月19日 | 火曜 | Ħ | 福 | 島 | | 県 | | 報 | | | | 第 | 2935 | 号 | | | | 514 | 4 |
|---|-----------------|----------------|----------|---|-------------------------------------|-----|------------------|----------|-------|-------------------------------|-----|--------------------------|--------------|-------------|----------|--------|--------------------------|-------|---------|-------|
| 福島県生示第六百十三号 | 自動車教習所 | 株式会社石川 | 氏名又は名称 | 不信 | 福島県収入証紙条例福島県告示第六百十二 | | | 松永 正夫 | | 有限会社米澤 | | 協同組合 | 福島卸商団地 | | 佐藤サツ | - | 高橋 恒二 | j | 氏名又は名称 | _ |
| 氏) 活) ミズエス: 計紙条例(昭和三十 1 六百十三号 | , | 石川郡石川町字屋 | 住所 | 九年九月十九日がの売りさはき人と | 武) 法一、"Xxxx"、一、"Xxx"、"大"的第一工号,不百十二号 | | 字中広土三八番地 | 田村市滝根町神俣 | | 字大水 7二八番地福島市飯坂町湯野 | | 一〇番地の一 | \mathbb{H} | 番地 | 二本松市松岡一九 | : | 町一一番地伊達郡川俣町字瓦 | è . | 住所 | |
| なばな、入れないないでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | | 平成二九年一〇月一 | <u>[</u> | 年九月十九日年九月十九日(日本成二十九年七月二十六日)の売りさはき人として平成二十九年七月二十六日)の | 九年福島県条例第九十号)第六条第 | | | 同 | | 同 | | | 同 | | 同 | | 平成三四年九月三〇日まで平成二九年一〇月一日から | | | 福島県和 |
| て):おり旨とした。 | (出納総務課) (出納総務課) | 株式会社石川自動車及び所在地 | 売りさばき所の | カン |) : 第一角によ | ۱ ۱ | 中広土三八番地田村市滝根町神俣字 | 松永商店 | 番 地 男 | 福島市坂坂叮昜野字 有限会社米澤屋商店 | μ.] | î []] | 福島卸商団地協同組 | 番地二本松市松岡一九一 | | ; ; | 伊達郡川俣町字瓦町ほはらや | 及び所在地 | 売りさばき所の | 事为据推雄 |

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

自動車学校 株式会社郡山 字マセロ五三番地 郡山市田村町金屋 平成三四年九月三〇日まで平成二九年一〇月一日から 株式会社郡山自動車 及び所在地 売りさばき所の名称

マセ口五三番地 郡山市田村町金屋字

(出納総務課)

福島県告示第六百十四号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年七月二十八日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

平成二十九年九月十九日 福島県知事 堀 雅

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称

雄

株式会社昭和 郡山市芳賀一丁目 三番四号 平成二九年一〇月一日から 昭和ドライバーズカ

平成三四年九月三〇日まで

及び所在地

レッジ

郡山市芳賀一丁目三

番四号 (出納総務課)

福島県告示第六百十五号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月九日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十九年九月十九日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀

雅雄

有限会社落合 郡山市桃見台五番

酒店

号

平成三四年九月三〇日まで平成二九年一〇月一日から

郡山市桃見台五番 有限会社落合酒店

及び所在地

売りさばき所の名称

(出納総務課)

福島県告示第六百十六号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年七月二十七日次のとおり指定した。

福島県知事

内 堀 雅 雄

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

平成二十九年九月十九日

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月三十一日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十九年九月十九日

福島県知事 内堀

売りさばき所の名称

利 部 一 長 小野支部 支 福島県猟友会 字作内五五番地 田村市大越町栗出 平成二九年一〇月一日から 平成三四年九月三〇日まで 福島県猟友会小野支 及び所在地

部(小野常設射撃場

株式会社マル

町三〇番地

いわき市平字月見

平成三四年九月三〇日まで平成二九年一〇月一日から

株式会社マルニ商店

及び所在地

売りさばき所の名称

いわき市平字月見町

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

田村市大越町栗出字

作内五五番地 (出納総務課

会 会長 齋 区交通安全協

町四丁目一四八番

安全協会

いわき中央地区交通

三〇番地

いわき市内郷御厩

同

地

佐藤

高穂

目二一番地の一三

いわき市泉町一丁

同

佐藤商店

二一番地の一三

(出納総務課)

いわき市泉町一丁目

四丁目一四八番地

いわき市内郷御厩町

貴志夫

福島県告示第六百十七号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年七月十二日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により 平成二十九年九月十九日

福島県知事 売りさばき所の名称 内 堀 雅 雄

地の二 田島字谷地甲九番 南会津郡南会津町 平成三四年九月三〇日まで平成二九年一〇月一日から 指定の有効期間 株式会社大丸商店 及び所在地

渡部

太郎八

氏名又は名称

住所

島字谷地甲九番地の南会津郡南会津町田

(出納総務課)

福島県告示第六百十八号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月八日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十九年九月十九日

指定の有効期間 福島県知事 売りさばき所の名称 内 堀 雅 雄

平成三四年九月三〇日まで平成二九年一〇月一日から 給油所西輪店 エネオスニュー鹿島

及び所在地

西

晴雄

島字町四四番地 南相馬市鹿島区鹿 氏名又は名称

住所

字一本榎一〇〇番地南相馬市鹿島区鹿島 (出納総務課)

福島県告示第六百十九号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年七月三十一日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により 平成二十九年九月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

515

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年八月十四日次のとおり指定した。 福島県告示第六百二十号 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

平成二十九年九月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事

いわき市小名浜字

商店 株式会社文屋 古湊一番地

平成三四年九月三〇日まで平成二九年一〇月一日から

株式会社文屋商店 湊一番地 いわき市小名浜字古

及び所在地

売りさばき所の名称

内堀

雅

雄

(出納総務課)

告

公

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 公告第百九十五号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知事

内

堀

雅

雄

平成二十九年九月十九日

土地改良区の名称 赤羽新屋敷土地改良区

義男 石川郡石川町大字赤羽字新宿一〇〇番地

理事 江尻 差役別 氏名

司 同 事 野 無 那 那 三 藤 田 木 地 伝 事 修 本 正 健 健 力 夫 同 同 同 同 用 # 謙松正博次夫弘

同同同同同同同同同同同同石住 同同同同同同同同同同同同

郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡

川町大字赤羽字新宿一二七番地町大字赤羽字新宿二三番地町大字赤羽字新宿二三番地町大字赤羽字新宿二三番地町大字赤羽字新宿二三番地町大字赤羽字新宿二三番地の九で町大字新屋敷字焼場一五番地の九で町大字新屋敷字焼場一五番地の九で大字赤羽字新屋敷に下上上がある。 町大字新屋敷字新覚七八番 大字新屋敷字鳥内六番地

四九九 九

郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡 町大字新屋敷字新覚五一番地の一町大字新屋敷字新覚五一番地の一町大字新屋敷字科山一三番地の二町大字新屋敷字森屋段六六番地の大字新屋敷字が見入一四番地の二 町大字赤羽字韮草二三番地町大字赤羽字新宿一二七番地町大字赤羽字新宿一二七番地町大字赤羽字新宿二二番地 町大字新屋敷字鷹ノ巣五八番地 の八

(農村計画課)

リサイクル適性®

印 刷